

資産評価の方法について(案)

1. 評価対象資産

日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「施行法」という。)第15条第3項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」という。)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)の設立にあたり、「会社及び機構並びに国及び出資地方公共団体が、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団(以下「公団」という。)から承継される資産(国及び出資地方公共団体に承継されるものは、公団が引き受けた会社の株式に限る。)」を対象とする。

2. 評価方法

施行法第15条第3項の規定に基づき、「会社及び機構の成立の日現在における時価」を基準として評価委員が評価した額をもって評価額とする。

3. 評価日

会社及び機構の成立の日は、施行法の施行期日を定める政令により定められた「平成17年10月1日」における時価を基準として評価を行なう。

4. 評価額の決定

日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令(平成17年政令第203号)第2条第2項に基づき、「評価委員の過半数の一致」により決定する。

5. 承継資産の評価要領について

別紙の評価要領(案)のとおりとする。

評価要領(案)

日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第15条第1項及び第2項により、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」という。)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構並びに国及び出資地方公共団体に承継される資産の評価は、以下により実施するものとする。

(1)道路資産

(i)償却資産

再調達原価方式で評価する。再調達原価方式は、日本道路公団は標準的単金方式。首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団はデフレーター調整方式。

(ii)非償却資産

鑑定評価に準じた方法で評価する。なお、財産整理未了地の寄付予定分は、備忘価格で評価し、交換予定分は受け地予定地の評価額で評価する。

(iii)建設仮勘定(または仕掛道路資産)のうち、償却資産

再調達原価方式で評価する。再調達原価方式は、日本道路公団は取得原価方式。首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団はデフレーター調整方式。

(iv)建設仮勘定(または仕掛道路資産)のうち、非償却資産

原則として鑑定評価に準じた方法で評価する。ただし取得した土地が飛び地で存在する等、鑑定を行う費用が成果として比べて膨大となる場合には、鑑定評価に代えて、取得原価をデフレーターにより調整することも認める。

(2)鉄道施設

鉄道事業の用に供する固定資産は簿価(簿価とは、減価償却を行なうなど一般に公正妥当と認められた企業会計上の諸基準による簿価評価をいう。以下同じ。)で評価する。

(3)その他の固定資産

(i)料金徴収施設

「鑑定評価手法のうち原価法を準用」して評価する。なお、附属建物等で重要性の低い建物は簿価で評価することも認める。また、一部構築物については、原価法に代え標準的単金方式で評価する。

また、機械装置は、原則として簿価で評価する。

(ii) 管理事務所

道路区域内に存する場合には、「鑑定評価手法のうち原価法を準用」して評価する。道路区域外に存する場合には、土地・建物一体として鑑定評価もしくは鑑定評価に準じた方法によって評価する。なお、附属建物等で重要性の低い建物は簿価等で評価することも認める。

(iii) 道路休憩施設(SA/PA)

- ① 第三者営業型及び直接営業型の施設は、「収益還元法による収益価格」を標準として、「鑑定評価手法のうち原価法」による積算価格を比較考量して土地・建物一体として評価し、そこから土地と建物の積算価格の査定に当たって個別に求めた土地価格と建物価格の価格比をもって全体評価額を按分する。なお、大規模な園地を含む場合や交通量が著しく少ない場合などで収益価格が積算価格を大きく下回る場合には、積算価格を標準として、収益価格は参考に留める。
- ② 無人型の施設は、取引事例比較法による比準価格によって土地価格を求める。
- ③ 道路区域内の施設の土地については、道路資産の非償却資産と同様の考え方により評価する。

(iv) トラックターミナルの土地

鑑定評価もしくは鑑定評価に準じた方法で評価する。

(v) 有料駐車場

再調達原価方式(デフレーター調整方式)で評価する。

(vi) 支社等の庁舎、工事事務所、研究所、研修所、職員宿舎、保養所等(宿舎跡地、代替地、道路残地も含む)

- ① 支社等の庁舎、工事事務所、研究所、研修所、職員宿舎、保養所は、土地・建物一体として鑑定評価もしくは鑑定評価に準じた方法で評価する。
- ② 宿舎跡地、代替地、道路残地は、鑑定評価もしくは鑑定評価に準じた方法で評価する。なお、一部の道路残地のようにその位置、形状等から売却可能性が著しく低いものについては、それを適切に評価に反映させる。

(vii) 管理用車両

簿価で評価する。

(viii) 関係会社株式

収益還元法により評価する。ただし、簿価の金額的重要性が低い場合は簿価で評価する。

(ix) 知的財産権

- ① ソフトウェアは、利用価値のあるものは簿価で、利用価値のないものは備忘価額(又は0円)で評価する。

②特許権は申請手数料相当で評価する。

(x) 什器、備品

簿価で評価する。

(x i) 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が引き受けた会社の株式

株式の発行価額で評価する。

(4) その他

原材料、貯蔵品、受託業務前払金、仮払金、前払費用、未収収益、未収金、上記に含まれない有形固定資産、貸付金、社会資本整備事業開発者負担割賦元金、敷金、繰延資産等は簿価で評価する。なお、適正な回収不能見込額を算定し貸倒引当金を計上する〔企業会計原則注解18、独立行政法人会計基準第29〕。